

【起業家支援事業助成金】

■ 申請に必要な書類

※ 様式はセンターのホームページからダウンロードしてください。

	項 目	備 考
全 員	①事業計画申請に係る基本事項	・ 申請フォームにより オンライン入力・送信 ※URLは様式1に記載
	②「起業家支援事業」事業計画申請書(様式1)	・ ホームページからダ ウンロードして記載 し、片面コピー(合計 10枚)
	③事業計画書(様式2)	
	④助成金の使途(様式3)	
	⑤商工会・商工会議所・よろず支援拠点記入 欄のページ(事業計画申請書最終ページ)	
	⑥補足資料 事業計画の内容を補足説明したい場合に提出 (経費積算の根拠資料等。提出任意)	・ 補足資料はA4片面で 3枚まで(様式自由)
許認可を伴う業種	・ 各許可証の写し 応募時に提出できない場合は、交付申請時、 遅くとも実績報告時まで提出すること。提出 のない場合は交付決定が取消となります。	・ 飲食業の許可証 等
個人事業主で開業 済みの場合	税務署へ届け出た開業届出書の写し	・ マイナンバーは抹消 すること
一般社団法人の場 合法人で開業済み の場合	定款の写し	営利型が対象
第二創業者	①1)当初の開業届の写し、または履歴事項全 部証明書(商業登記簿謄本)の原本 2)直近の決算書(損益計算書)又は確定申告 書(第一表)の写し	履歴事項全部証明書 ・ 発行日が申請日から3 か月以内のもの ・ コピー不可
	②第二創業の開業届出書の写し、または履歴 事項全部証明書(商業登記簿謄本)の原本	・ 申請時に第二創業未 完了の場合は、実績報 告までに提出
法人で開業済みの 場合	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)原本 ※今回申請する法人以外の法人の役員に就任 している場合は、当該法人の履歴事項全部 証明書の写しも必要	・ 発行日が申請日から3 か月以内のもの ・ コピー不可
空き家活用に要す る経費の助成を受 ける場合	A売買等による取得の場合 建物の登記事項証明書(不動産登記簿謄本) 原本 B賃借の場合 ①建物の登記事項証明書(不動産登記簿謄 本)原本 ②賃貸借契約書の写し	・ 発行日が申請日から3 か月以内のもの ・ コピー不可

【参考】 採択後、提出が必要となる書類

	項 目	備 考
全員	・ 代表者の「納税証明書(3)」(兵庫県税の滞納がないことの証明書) 原本。	・ 県税事務所で取得のこと(税務署、市役所では取得不可)
	・ 代表者の住民票 原本(申請日から3か月以内発行のもの。)	・ 助成金交付申請時に県内に居住していない場合、申請時の住民票を提出するとともに、県内居住後、実績報告時まで速やかに移住後の住民票を提出すること ・ コピー不可 ・ マイナンバーと本籍は不要
法人で開業済みの場合	・ 代表者及び法人の「納税証明書(3)」 原本	・ 法人は、代表者の「納税証明書(3)」と法人の「納税証明書(3)」の2通が必要 ・ コピー不可
空き家の活用に要する経費の助成を受ける場合	A 売買等による取得の場合 建物の登記事項証明書(不動産登記簿謄本) 原本 B 賃借の場合 ①建物の登記事項証明書(不動産登記簿謄本) 原本及び②賃貸借契約書の写し 空き家の要件を満たすことの確認書(家主(賃借の場合)又は前所有者(購入の場合)等の確認書(別途提示します))	申請時に間に合わない場合、助成金交付申請時に提出

【ふるさと枠のみ】 次の書類も必要になります。

項 目	備 考
・ 県内に移住したことが確認できる書類(光熱水費の請求書等) コピー	・ 使用場所及び使用量が掲載されているもの

【重要】

申請にあたっての基本事項については、オンラインでの入力をお願いします。  
下記URLにアクセスの上、申請フォームに入力・送信してください。

<https://x.gd/PIHhN>

※ログインせずに申請することも可能ですが、google アカウントでログインすると、入力内容の変更が随時可能となります。



【スタートアップチャレンジ支援助成金】

■ 申請に必要な書類 ※ 様式はセンターのホームページからダウンロードしてください。

	項 目	備 考
全 員	①事業計画申請に係る基本事項	・申請フォームによりオンライン入力・送信 ※URLは様式1に記載
	②「スタートアップチャレンジ支援助成金」事業計画申請書（様式1）	・ホームページからダウンロードして記載
	③事業計画書（様式2）	
	④助成金の使途（様式3）	
	⑤補足資料 事業計画の内容を補足説明したい場合に提出（経費積算の根拠資料等。提出任意）	・補足資料はA43枚まで（様式自由）
許認可を伴う業種	・各許可証の写し 応募時に提出できない場合は、交付申請時、遅くとも実績報告時まで提出すること。提出のない場合は交付決定が取消となります。	・飲食業の許可証 等
開業済みの場合	①履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し ※今回申請する法人以外の法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書の写しも必要	・発行日が申請日から3か月以内のもの
	②県内拠点を有することの確認書類	・履歴事項全部証明書で当該拠点を確認できない場合は別途確認書類を提出。（例：コワーキング施設の利用契約書の写し、建物の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）の写し、賃貸借契約書の写し等）
	③直近の決算書（損益計算書）	
空き家活用に要する経費の助成を受ける場合	A 売買等による取得の場合 建物の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）の写し B 賃借の場合 ①建物の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）の写し ②賃貸借契約書の写し	・発行日が申請日から3か月以内のもの

【参考】 採択後、提出が必要となる書類

	項 目	備 考
全員	・代表者及び法人の「納税証明書(3)」(兵庫県税の滞納がないことの証明書)の写し	・県税事務所で取得のこと(税務署、市役所では取得不可) ・代表者の「納税証明書(3)」と法人の「納税証明書(3)」の2通が必要
空き家活用に要する経費の助成を受ける場合	A 売買等による取得の場合 建物の登記事項証明書(不動産登記簿謄本)の写し B 賃借の場合 ①建物の登記事項証明書(不動産登記簿謄本) ②賃貸借契約書の写し	申請時に間に合わない場合、助成金交付申請時に提出
	空き家の要件を満たすことの確認書(家主(賃借の場合)又は前所有者(購入の場合)等の確認書(別途提示します))	

【重要】

申請にあたっての基本事項については、オンラインでの入力をお願いします。  
下記URLにアクセスの上、申請フォームに入力・送信してください。

<https://x.gd/PIHhN>

※ログインせずに申請することも可能ですが、google アカウントでログインすると、入力内容の変更が随時可能となります。

